広島市告示第４２７号

平成２５年１０月２日

字の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により，佐伯区五日市町大字石内について，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７９条の規定により効力が生ずる日から，次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するものとする。

左欄		右欄
字	地番	字
欠ケ口	６４２０の２の一部，６４２０の３の一部，６４２１の２の一部，６４２１の３の一部，６４２２の３から６４２２の５までの各一部，６４２３の５の一部，６４２３の６の一部，６４２３の１３，６４２３の１４の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の一部	兼丸
竹ノ久保	６４２９の１，６４３０，６４３１の１，６４３１の２，６４３１の５から６４３１の７まで及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部	兼丸
道ノ下	６４３３の１の一部，６４３３の３，６４３４の４，６４３４の５の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部並びに６４３４の１の一部に隣接する道路・水路である市有地の全部	兼丸
万力	６４６１の１の一部，６４６２の２の一部に隣接する道路・水路である市有地の全部	桑原
福永	６４６８の１，６４６８の３，６４６８の６，６４６８の７，６４６９の１から６４６９の４まで，６４７０から６４７２まで，６４７３の１，６４７３の２，６４７４の１，６４７５の１，６４７６の１及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	桑原
道狭	６７１８，６７１９の１，６７２０の３，６７２４の３，６７２５の１，６７２５の２，６７２６の１，６７２９の２，６７２９の４，６７３２の１，６７３３，６７３４，６７３５の１及びこれらの区域に介在する道路・水路である市有地の全部	桑原
桑原	６７４５の１の一部，６７４５の３の一部	松丸
松丸	６７７４の２の一部，６７７４の３，６７７４の４，６７７５の３の一部，６７７８の２の一部，６７７８の３の一部，６７７９の１の一部，６７７９の２，６７８０の１，６７８０の２，６７８１の１，６７８１の２，６７８２の１，６７８２の４から６７８２の６まで，６７８５の１から６７８５の３まで，６７８６の１から６７８６の３まで，６７８７の１，６７８９の１，６７９０の１，６７９０の３，６７９０の４及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部並びに６７７８の１の一部に隣接する道路である市有地の全部	桑原
百石	６９０８の２の一部，６９０９の一部，６９１０の１，６９１０の３の一部，６９１１の一部，６９１２の２，６９１３の３及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	兼丸

広島市長　松井一實

広島市告示第４２８号

平成２５年１０月２日

新たに生じた土地の確認及び町の区域の設定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９条の５第１項の規定により，次の表の左欄に掲げる土地が本市の区域内に新たに生じたことを確認し，及び同法第２６０条第１項の規定により，平成２５年１０月２１日から，当該土地をもって同表の右欄に掲げる町の区域を設定するものとする。

左欄		右欄
位置	面積	
佐伯区五日市町の１及び７の地先	１万３，９９７．９３平方メートル	佐伯区五日市港一丁目
佐伯区五日市町７の地先	３万４，５０８．５１平方メートル	
佐伯区の五日市町１の地先並びに五日市港二丁目の４及び５の地先	２万２，１３５．２７平方メートル	
佐伯区五日市港二丁目の４，５，１及び２の地先	７万２，５００．６９平方メートル	
佐伯区の五日市町７から五日市港二丁目の５を経て２に至る地先	２２万４，１８０．０８平方メートル	

広島市長　松井一實

広島市告示第４２９号

平成２５年１０月８日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松井一實

名称	所在地	指定年月日
ののやま眼科	広島市東区中山西二丁目4-6	平成25年10月１日
タナカ小児科内科	広島市南区荒神町5-8-401	平成25年２月８日
ひまわり薬局　都町店	広島市西区都町43-1	平成25年10月１日
訪問看護ステーションさざんか	広島市西区草津東三丁目7-3-101	平成25年８月１日
クリニック　いけだ	広島市安佐南区西原一丁目8-13	平成25年８月20日
あき皮ふ科	広島市安佐南区緑井五丁目29-18　緑井ゆめビル403号	平成25年10月15日

広島市告示第４３０号

平成２５年１０月８日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名　称	所　在　地	廃止年月日
クレアデンタルクリニック	広島市中区幟町11-2 幟町パークテラス1階	平成25年8月31日
タナカ小児科内科	広島市南区稲荷町1-24-402	平成25年2月8日
中山歯科医院	広島市南区東雲一丁目5-9	平成25年9月18日
クリニック　いけだ	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	平成25年8月20日

広島市告示第431号

平成25年10月8日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により，次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので，同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社はーとふるケアサービス	はーとふる居宅介護支援事業所	広島市南区上東雲町27番6号ＥＡＳＴ10 101号室	平成25年10月31日	居宅介護支援

広島市告示第432号

平成25年10月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので，同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし，同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　ベイシティ宇品

⑵　所在地　広島市南区宇品西二丁目1334番2ほか

2　大規模小売店舗を設置する者

株式会社エディオン

代表取締役　久保　允誉

広島市中区紙屋町二丁目1番18号

3　変更事項

⑴　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

開店時刻	閉店時刻	備考
午前10時00分	午後9時00分	※

※但し，トイザらスは年間31日（12月），メガスポーツは年間1日（元旦）において午前9時開店実施

（変更後）

開店時刻	閉店時刻	備考
午前9時00分	午後10時00分	

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1～4	午前9時30分～午後9時30分※

※但し，年間32日間は午前8時30分～午後9時30分

（変更後）

駐車場No.	駐車可能時間帯
1～4	午前8時30分～午後10時30分

4　変更年月日

平成25年9月28日

5　変更に係るもの以外の事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小　売　業　者		住　所
氏名・名称	代表者	
株式会社エディオン	代表取締役　久保　允誉	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社フレスタ	代表取締役　宗兼　邦生	広島市西区横川町三丁目2番36号
日本トイザらス株式会社	代表取締役　モニカ・メルツ	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社メガスポーツ	代表取締役　南山　学	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目36番5号
イン・コンプリート株式会社	代表取締役　辻　輝紀	広島市南区宇品海岸一丁目9番6-202号

⑵　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

12，542平方メートル

⑶　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置及び収容台数

No.	位　置	収容台数
1	建物外平面駐車場	42台
2	B棟2階平面駐車場	54台
3	A棟3階平面駐車場	214台
4	A棟屋上平面駐車場	45台※
合　計		355台

※A棟屋上平面駐車場　234台のうち45台を来客用の届出台数とする。

イ　駐輪場の位置及び収容台数

No.	位　置	収容台数
1	B棟南東側	18台
2	A棟南東側	16台
3	A棟南側	56台
4	敷地中央	69台
5	敷地中央	52台

6	B棟北側	１４台
7	A棟北側	２６台
合　計		２５１台

ウ　荷さばき施設の位置及び面積

No.	位　置	面積
1	A棟南西側	８３m^2
2	A棟西側	１８m^2
3	A棟北西側	２４m^2
4	B棟北側	５４m^2
5	B棟南側	２３m^2
合　計		２０２m^2

エ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位　置	容量
1	A棟南西側	４０m^3
2	A棟西側	８m^3
3	A棟北西側	５m^3
4	B棟北側	１３m^3
5	B棟北側	１１m^3
合　計		７７m^3

⑷　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　駐車場の自動車の出入口の数

駐車場No.	出入口数	位置
１～４	３か所	出入口No.1：敷地南東側 出入口No.2：敷地南側 出入口No.3：敷地北側
合計	３か所	

イ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前６時００分～午後１０時００分
2	午前６時００分～午後１０時００分
3	午前６時００分～午後１０時００分
4	午前３時００分～午後１０時００分
5	午前５時００分～午後１０時００分

6　届出年月日

平成２５年９月２７日

7　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号

広島市南区役所市民部区政調整課

8　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

平成２５年１０月９日から平成２６年２月１０日まで。ただし，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び平成２５年１２月２９日から平成２６年１月３日までを除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

9　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

１０　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

平成２６年２月１０日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第４３３号

平成２５年１０月９日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので，同法第６条第３項が準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　マダムジョイ己斐店

⑵　所在地　広島市西区己斐本町一丁目１８番１

2　大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社　代表取締役　椋田　昌夫

広島市中区東千田町二丁目９番２９号

3　変更事項

⑴　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社広電ストア	午前９時００分	午後１０時００分	地階
奥田商事株式会社	午前７時００分	午後１０時００分	１階
岡野食品産業株式会社	午前７時００分	午後１０時００分	１階
株式会社御菓子所高木	午前９時００分	午後１０時００分	１階
株式会社広電ストア	午前１０時００分	午後８時００分	２階
株式会社広電ストア	午前１０時００分	午後８時００分	３階
株式会社広電文具	午前１０時００分	午後８時００分	３階
株式会社いとや	午前１０時００分	午後８時００分	３階
株式会社広電ストア	午前１０時００分	午後８時００分	４階
株式会社広電ストア	午前１０時００分	午後８時００分	６階

※但し，2階から6階　年間4日は午前9時開店実施

（変更後）

区域	開店時刻	閉店時刻	備考
1階	午前7時00分	午後10時00分	
その他階	午前9時00分	午後10時00分	

4　変更年月日

平成25年10月1日

5　届出年月日

平成25年9月30日

6　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部区政調整課

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

平成25年10月9日から平成26年2月10日まで。(ただし，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成25年12月29日から平成26年1月3日までは除く。)

⑵　縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8　大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から4月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　平成26年2月10日

⑵　提出先

〒730－8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第434号

平成25年10月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので，同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし，同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

⑴　名　称　ロイヤルホームセンター矢賀

⑵　所在地　広島市東区矢賀五丁目77－7番地

2　大規模小売店舗を設置する者

日本貨物鉄道株式会社

代表取締役　田村　修二

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

3　変更事項

⑴　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者	閉店時刻	閉店時間	備考
ロイヤルホームセンター株式会社	午前9時00分	午後8時00分	－
ブリヂストンリテールジャパン株式会社	午前10時00分	午後7時00分	－

（変更後）

小売業者	閉店時刻	閉店時間	備考
ロイヤルホームセンター株式会社	午前6時30分	午後9時00分	－
ブリヂストンリテールジャパン株式会社	午前10時00分	午後7時00分	－

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場①②	午前8時30分から午後8時30分まで

（変更後）

駐車場No.	駐車可能時間帯
駐車場①②	午前6時00分から午後9時30分まで

4　変更年月日

平成25年10月1日

5　変更に係るもの以外の事項

⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者		住所
氏名・名称	代表者	
ロイヤルホームセンター株式会社	代表取締役 中山　正明	大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ブリヂストンリテールジャパン株式会社	代表取締役 真鍋　利明	東京都中央区京橋一丁目12番2号

⑵　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3，983平方メートル

⑶　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地内東側	94台
建物2F／屋上	60台
合計	154台

イ　駐輪場の位置及び収容台数

位　置	収容台数
敷地内南側	２０台
合　　計	２０台

ウ　荷さばき施設の位置及び面積

位　置	面積
建物（ロイヤルホームセンター棟）南側	１５２m^2
合　　計	１５２m^2

エ　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位　置	容量
建物（ロイヤルホームセンター棟）南側	１９．１４m^3
建物（タイヤ館棟）北東側	４．３２m^3
合　　計	２３．４６m^3

⑷　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　駐車場の自動車の出入口の数

駐車場No.	出入口数	位置
駐車場①②	１か所	敷地南東側
合計	１か所	

イ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前６時００分～午後１０時００分

６　届出年月日

平成２５年９月３０日

７　届出書の縦覧場所

⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

⑵　広島市東区東蟹屋町９番３８号

広島市東区役所市民部区政調整課

８　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

⑴　縦覧期間

平成２５年１０月９日から平成２６年２月１０日まで。ただし，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び平成２５年１２月２９日から平成２６年１月３日までを除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

９　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。

１０　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限

平成２６年２月１０日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第４３５号

平成２５年１０月１０日

土地収用法（昭和２６年６月９日法律第２１９号）第２６条の２第１項の規定により，広島県知事から通知がありましたので，同法第２６条の２第２項の規定により，起業地を表示する図面を次のとおり公衆の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　起業者の名称　　広島市

２　事業の種類　　戸山地区農業集落排水事業

３　起　業　地

イ　収用の部分　　広島県広島市安佐南区沼田町大字阿戸字新出郷地内

ロ　使用の部分　　なし

４　事業の認定をした県報告示の番号及び日付

広島県告示第７５３号

平成２５年１０月３日

５　縦覧場所　　広島市安佐南区役所地域整備課

広島市告示第４３６号

平成２５年１０月１０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
本永進治	本永治療院	広島市安佐南区上安二丁目10-27　中冨ビル203	柔道整復	平成25年９月17日

広島市告示第４３７号

平成２５年１０月１０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示第４３８号

平成２５年１０月１０日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市佐伯区五日市町大字口和田字城ノ下３６番地外８１筆（別紙のとおり。）
2　開発面積
　Ａ＝２１，９４９．６９m^2
3　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市中区小町１番２５号
　株式会社大林組　広島支店　常務執行役員支店長　鹿毛　重久
4　検査済証交付年月日
　平成２５年１０月１０日

別紙　略

広島市告示第４３９号

平成２５年１０月１１日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委託を受けた者

名称	住所	代表者
ホームプラザナフコ白木店	広島市安佐北区白木町市川１５０－１	店長　中島　豪

2　委託した期間
　契約締結日から平成２６年3月３１日まで

広島市告示第４４０号

平成２５年１０月１６日

広島市市税条例（昭和２９年広島市条例第２５号）第３４条の６第１項第３号の寄附金として，次の者に対する寄附金を指定したので，同条第５項の規定により告示する。

控除対象となる寄附金の支出日以後に支出された当該寄附金について，広島市市税条例第３４条の６第１項第３号の規定を適用する。

広島市長　松　井　一　實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	控除対象となる寄附金の支出日
公益財団法人　ひろしまドナーバンク	広島市南区霞一丁目２番３号	平成25年４月１日
社会福祉法人　広島修道院	広島市東区尾長西二丁目８番１号	平成25年１月１日

広島市告示第４４１号

平成２５年１０月１７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
櫻井　洋	－（出張専業）	広島市中区江波南一丁目14-19	あん摩・マッサージ	平成25年10月２日

広島市告示第４４２号

平成２５年１０月１８日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日
　平成２５年１０月２０日
2　下水を排除する区域及び排水施設の方式
　別紙のとおり。
3　供用を開始する排水施設の位置
　下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区　分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区　名	町　名	
汚水及び雨水を排除	安佐南区	古市一丁目及び祇園四丁目の各一部	分流式
汚水を排除	西区	井口三丁目の一部	
	安佐南区	中筋三丁目，山本四丁目及び沼田町大字伴の各一部	
	安佐北区	三入南二丁目及び可部七丁目の各一部	
	安芸区	中野東二丁目の一部	
	佐伯区	五日市中央五丁目の一部	

広島市告示第４４３号

平成２５年１０月１８日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示しま

す。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　下水の処理を開始する年月日

平成２５年１０月２０日

２　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	
西区	井口三丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目１番１号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	中筋三丁目，古市一丁目，祇園四丁目，山本四丁目及び沼田町大字伴の各一部	
安佐北区	三入南二丁目及び可部七丁目の各一部	
佐伯区	五日市中央五丁目の一部	
安芸区	中野東二丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町１番１号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第４４４号

平成２５年１０月１８日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので，広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第３３条第２項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１　供用を開始する年月日

平成２５年１０月２０日

２　汚水を排除し，及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し，及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	上三田農業集落排水処理施設

広島市告示第４４５号

平成２５年１０月１８日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定に基づき，広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので，同条第２項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委託を受けた者

名称	住所	代表者
ホームセンターコーナン石内バイパス店	広島市佐伯区五日市町大字石内４８９番地１	店長　松永　洋之

２　委託した期間

契約締結日から平成２６年３月３１日まで

広島市告示第４４６号

平成２５年１０月２１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，介護扶助のための介護を担当する機関として，次に掲げる介護機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名称	所在地	指定年月日
ほほえみ居宅介護支援事業所エクセレント	広島市中区西平塚町４－１５	平成25年９月１日
ほほえみヘルパーステーションエクセレント	広島市中区西平塚町４－１５	平成25年９月１日
さくら・介護ステーション幟町	広島市中区上幟町１０－２３　幟ビル１０２号室	平成25年９月１日
アルファデイサービスセンター　吉島通り	広島市中区光南一丁目２－２３	平成24年９月１日
まちかどデイハウスりらっくす	広島市東区温品五丁目２－６	平成25年９月１日
ひなたぼっこ居宅介護支援事業所	広島市東区牛田新町三丁目１４－２５	平成25年９月１日
めぐみ居宅介護支援事業所御幸	広島市南区宇品御幸四丁目１４－７－１	平成25年９月１日
みなみかぜステーション居宅介護支援事業所	広島市南区東雲三丁目７－１２－６０２	平成25年９月１日
デイサービスひよこの家	広島市西区古田台二丁目１３－１８	平成23年８月16日
ヘルパーステーションてぃーだ	広島市西区南観音六丁目９－２３　ウエストヒル１０２号	平成25年９月１日
ケア２１横川	広島市西区三篠町一丁目４－５　さくらビル１階	平成25年９月１日
ケイズケアセンター	広島市西区三篠町二丁目３－１９－２０３号	平成25年８月１日
ペリカン薬局	広島市安佐南区上安二丁目２０－４０	平成25年８月１日
ペリカン薬局　上安バスターミナル店	広島市安佐南区上安二丁目３０－１５　ベルテガーデンＡ－１１	平成25年８月１日
茶話本舗デイサービス上安	広島市安佐南区上安五丁目３０－１２	平成25年９月１日
ヘルパーステーション虹	広島市安佐南区西原九丁目８－２２	平成24年10月16日
訪問介護事業所		
グループホームとまとあきやぐち	広島市安佐北区口田一丁目１６－３８	平成25年９月１日
メリィ福祉用具サービス	広島市安佐北区可部一丁目１６－１５	平成24年５月１日

広島市告示第４４７号

平成２５年１０月２１日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第４項において準用する同法第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年

法律第30号）第14条第4項の規定により，次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので，生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成25年8月31日	ヘルパーステーションエクセレント	広島市中区西平塚町4－15	有限会社エクセレント
平成25年8月31日	居宅介護支援事業所エクセレント	広島市中区西平塚町4－15	有限会社エクセレント
平成23年8月15日	デイサービスひよこの家	広島市西区古江上一丁目719－3	有限会社ひよこ
平成25年7月31日	ケイズシニアケアサービス	広島市西区楠木町一丁目9－28－201	K's コーポレーション合同会社
平成24年10月15日	ヘルパーステーション虹訪問介護事業所	広島市安佐南区緑井一丁目23－23	広島医療生活協同組合

広島市告示第448号

平成25年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第449号

平成25年10月23日

平成25年第4回広島市議会臨時会を次のとおり招集します。

広島市長　松　井　一　實

1　招 集 日　平成25年10月30日
2　招集場所　広島市役所
3　付議事件
(1)　専決処分の報告について
ア　道路の管理瑕疵（かし）等による損害賠償額の決定
イ　工事請負変更契約の締結
(2)　平成24年度広島市各会計歳入歳出決算，平成24年度広島市水道事業決算，平成24年度広島市下水道事業決算，平成24年度広島市病院事業決算及び第95号議案　平成24年度広島市下水道事業会計未処分利益過剰金の処分について

広島市告示第450号

平成25年10月23日

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定に基づき，選挙にかかる個人演説会等の開催のために必要な設備の程度を別表1，個人演説会等の施設（設備を含む。）の使用のために候補者等が納付すべき費用額を別表2のとおり定める。

広島市長　松　井　一　實

別表1及び別表2　略

広島市告示第451号

平成25年10月24日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により，広島市佐伯区石内湯戸・下沖地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので，同法第9条第3項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　施行者の名称
石内湯戸下沖土地管理株式会社　代表取締役　窪田　正義
2　事業施行期間
平成24年7月2日から平成26年4月30日まで
3　施行地区
広島市佐伯区五日市町大字石内字欠ケ口，字兼丸，字桑原，字竹ノ久保，字松丸，字道狭，字百石，字福永及び字道ノ下の各一部
4　土地区画整理事業の名称
広島市佐伯区石内湯戸・下沖地区土地区画整理事業
5　事務所の所在地
広島市佐伯区楽々園四丁目3番27号
6　施行認可の年月日
平成24年7月2日
7　変更認可の年月日
平成25年10月24日

広島市告示第452号

平成25年10月24日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
広島市安佐南区山本四丁目の217番5，218番1，219番1，219番2及び220番1の一部
2　開発面積
1，202．08m^2
3　許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区打越町10番18-1302号
瀬川　進
4　検査済証交付年月日
平成25年10月24日

広島市告示第４５３号

平成２５年１０月２４日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
2　委任させる事務
⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
3　委任年月日
　平成２５年１１月１８日
4　委任期間
　平成２５年１１月１８日から平成２６年２月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名	任命期間
競輪事務局	函館競輪場	職員	中村　謙三	H25.11.18～H26.2.17
競輪事務局	サテライト札幌	職員	村田　剛	
競輪事務局	サテライト石狩	職員	野澤　和雄	
競輪事務局	サテライト男鹿	職員	工藤　幸弘	
競輪事務局	青森競輪場	職員	内山　儀彦	
競輪事務局	サテライト六戸	職員	高村　謙一	
競輪事務局	サテライト石鳥谷	職員	小山　和紀	
競輪事務局	いわき平競輪場	職員	杉岡　雄二	
競輪事務局	サテライト大和	職員	太田　裕人	
競輪事務局	サテライトかしま	職員	加藤　健一	
競輪事務局	サテライトあだたら	職員	小泉　幸治	
競輪事務局	弥彦競輪場	職員	熊本　克也	
競輪事務局	サテライト会津	職員	本多　正	
競輪事務局	サテライト新潟	職員	水澤　正一	
競輪事務局	前橋競輪場	職員	中林　靖夫	
競輪事務局	取手競輪場	職員	酒井　郁夫	
競輪事務局	サテライトしおさい鹿島	職員	石川　悟	
競輪事務局	宇都宮競輪場	職員	入江　正夫	
競輪事務局	西武園競輪場	職員	齋田　克巳	
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	職員	福重隆一郎	
競輪事務局	京王閣競輪場	職員	江連　益也	
競輪事務局	サテライト中越	職員	久保　義彦	
競輪事務局	サテライト双葉	職員	大野　孝之	
競輪事務局	松戸競輪場	職員	赤坂　久郎	
競輪事務局	千葉競輪場	職員	鏑木　雄二	
競輪事務局	サテライト成田	職員	齋藤　敬一	
競輪事務局	サテライト市原	職員	湯沢　秀臣	
競輪事務局	サテライト鴨川	職員	井上　馨	
競輪事務局	サテライト水戸	職員	生田目　好	
競輪事務局	サテライト横浜	職員	石川　寿幸	
競輪事務局	川崎競輪場	職員	柳原　英男	
競輪事務局	小田原競輪場	職員	曽我　泰	
競輪事務局	伊東温泉競輪場	職員	冨士　一成	
競輪事務局	静岡競輪場	職員	川口　英紀	
競輪事務局	一宮競輪場	職員	苅谷　素宏	
競輪事務局	岐阜競輪場	職員	田中　和弘	
競輪事務局	大垣競輪場	職員	中野　哲朗	
競輪事務局	豊橋競輪場	職員	小木曽　充彦	
競輪事務局	富山競輪場	職員	経塚　達也	
競輪事務局	松坂競輪場	職員	久保　秀朗	
競輪事務局	四日市競輪場	職員	石田　康郎	
競輪事務局	福井競輪場	職員	松川　秀之	
競輪事務局	奈良競輪場	職員	米田　憲司	
競輪事務局	岸和田競輪場	職員	宮下　省吾	
競輪事務局	小倉競輪場	職員	安永　洋一	
競輪事務局	久留米競輪場	職員	梶原　晋次	
競輪事務局	サテライト北九州	職員	岡　究	
競輪事務局	武雄競輪場	職員	小田　修	
競輪事務局	サテライト宮崎	職員	永尾　征也	
競輪事務局	サテライトみぞべ	職員	幸尾　大基	
競輪事務局	サテライト三股	職員	山口　智幸	
競輪事務局	サテライト鹿児島	職員	古賀　慎也	
競輪事務局	熊本競輪場	職員	中津　茂	

広島市告示第４５４号

平成２５年１０月２４日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
2　委任させる事務
⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
3　委任年月日
　平成２５年１２月７日
4　委任期間
　平成２５年１２月７日から平成２６年２月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏　名	任命期間
競輪事務局	高松競輪場	職員	櫻又　浩	H25.12.7～H26.2.17
競輪事務局	小松島競輪場	職員	内樋　一由	
競輪事務局	サテライト徳島	職員	増井　稔人	
競輪事務局	高知競輪場	職員	川村　幸久	
競輪事務局	松山競輪場	職員	高須　篤律	
競輪事務局	サテライトこまつ	職員	西口　力生	
競輪事務局	サテライト西予	職員	内藤　雅英	
競輪事務局	京都向日町競輪場	職員	岸本　勇雄	
競輪事務局	和歌山競輪場	職員	西　正也	
競輪事務局	サテライト中洲	職員	佐藤　孝宏	
競輪事務局	佐世保競輪場	職員	片山　英紀	
競輪事務局	別府競輪場	職員	伊藤　雅一	
競輪事務局	サテライト阿久根	職員	山下　泉	

広島市告示第４５５号

平成２５年１０月２４日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
2　委任させる事務
　⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
　⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
3　委任年月日
　平成２５年１２月２９日
4　委任期間
　平成２５年１２月２９日から平成２６年２月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏　名	任命期間
競輪事務局	サテライト船橋	職員	廣瀬　英樹	H25.12.29 ～ H26.2.17

広島市告示第４５６号

平成２５年１０月２４日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　委任を受ける分任出納員
　別紙のとおり。
2　委任させる事務
　⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納
　⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
3　委任年月日
　平成２６年１月１７日
4　委任期間
　平成２６年１月１７日から平成２６年２月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏　名	任命期間
競輪事務局	玉野競輪場	職員	山下　浩二	H26.1.17 ～ H26.2.17
競輪事務局	サテライト笠岡	職員	若松　秀敏	
競輪事務局	防府競輪場	職員	小阪　一人	
競輪事務局	サテライト宇部	職員	上塘　裕子	
競輪事務局	サテライト南国	職員	木村　祐介	
競輪事務局	サテライト安田	職員	武田　昌史	
競輪事務局	サテライト阿賀野	職員	斎藤　雄希	
競輪事務局	名古屋競輪場	職員	村井　隆之	
競輪事務局	サテライト大阪	職員	根耒　慶悟	

広島市告示第４５７号

平成２５年１０月２４日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
市岡　愼吾	－（出張専業）	広島市南区堀越一丁目5-50-301	あん摩・マッサージ	平成25年10月18日
川手　良嗣	ＭＳＨ医療専門学校付属治療院てんまスポーツ整骨院	広島市西区天満町6-12　岩崎ビル106号室	柔道整復	平成25年10月７日

広島市告示（中区）第１８１号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８２号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８３号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により

自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８４号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８５号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

東新天地自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１０月４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第１８６号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８７号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１８８号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

バスセンター西自転車等駐車場Ａ内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，１０月８日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第１８９号

平　成　２５　年　１０　月　１５　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき，下記のとおり一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等をしましたので，同条第８項に基づき告示します。

この関係図書は，中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

記

1　対象区域の名称　（仮称）県営吉島住宅
2　対象区域の位置　広島市中区吉島新町二丁目８６４番
3　認定番号　第H25 認定通知広島市建 10003 号
4　認定年月日　平成２５年１０月１５日
5　対象区域及びその区域内の建築物等の概要
　別紙，認定計画書による。

別紙　略

広島市告示（中区）第１９０号

平　成　２５　年　１０　月　２３　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１９１号

平　成　２５　年　１０　月　２３　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第１９２号

平　成　２５　年　１０　月　２３　日

袋町小学校地下自転車等駐車場，西新天地自転車等駐車場，基町自転車等駐車場及び相生自転車等駐車場内に長期間駐車されていた下記自転車等については，10月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第193号

平成25年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第194号

平成25年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第195号

平成25年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第196号

平成25年10月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき，下記のとおり一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等をしましたので，同条第8項に基づき告示します。

この関係図書は，中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

記

1　対象区域の名称　　基町アパート
2　対象区域の位置　　広島市中区基町1－3外
3　認定番号　　第H25認定申請広島市建100002号
4　認定年月日　　平成25年10月25日
5　対象区域及びその区域内の建築物等の概要
　別紙による。

別紙　略

広島市告示（東区）第98号

平成25年10月1日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，平成25年10月1日から同年10月15日まで，広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	路線名等	所　在（起点及び終点）
里道	東　2　区287号里道	戸坂山根三丁目1285番1地先から戸坂山根三丁目1285番1地先まで

広島市告示（東区）第99号

平成25年10月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第100号

平成25年10月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第101号

平成25年10月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１０２号

平成２５年１０月１６日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２５年１０月１６日から同年１０月３０日まで，広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	東２区２８７号里道	戸坂山根三丁目１２８５番１地先から戸坂山根三丁目１２８５番１地先まで
	新	東２区２８７号里道	戸坂山根三丁目１２９２番地先から戸坂山根二丁目１２８７番２地先まで

広島市告示（東区）第１０３号

平成２５年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１０４号

平成２５年１０月２１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

1　指定番号　第7号
2　指定年月日　平成25年10月21日
3　道路の位置　広島市東区戸坂くるめ木一丁目182番14の一部
4　幅員　4.5～8.5メートル
5　延長　21.73メートル

広島市告示（東区）第１０５号

平成２５年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第１０６号

平成２５年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（南区）第１４２号

平成２５年１０月１日

下記のとおり，住居表示実施区域内における街区の区域の設定及び変更を行います。

広島市長　松井一實

1　設定・変更を行う区域
　南区東青崎町２番街区
2　設定・変更の内容
　別図のとおり。
3　設定・変更年月日
　平成２５年１０月１日

別図　略

広島市告示（南区）第１４３号

平成２５年１０月２日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２日から同月１６日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南４区４２７号線	南区西旭町１４１６番６地先から南区西旭町１４１８番３地先まで	旧	メートル 5.40～8.80	メートル 40.00
			新	メートル 5.40～30.40	メートル 40.00

広島市告示（南区）第１４４号

平成２５年１０月２日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２日から同月１６日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南４区４２７号線	南区西旭町１４１６番６地先から南区西旭町１４１８番３地先まで	平成２５年１０月２日

広島市告示（南区）第１４５号

平成２５年１０月７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１４６号

平成２５年１０月７日

広島駅南口第二，第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，9月２７日，１０月２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第１４７号

平成２５年１０月７日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第１４８号

平成２５年１０月１５日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１５日から同月２９日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南４区２５８号線	南区北大河町２４０番２地先から南区北大河町２３８番１地先まで	旧	メートル 2.00 ～ 2.71	メートル 46.00
			新	メートル 2.00 ～ 3.35	メートル 46.00

広島市告示（南区）第１４９号

平成２５年１０月１５日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１５日から同月２９日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	南４区２５８号線	南区北大河町２４０番２地先から南区北大河町２３８番１地先まで	平成２５年１０月１５日

広島市告示（南区）第１５０号

平成２５年１０月１８日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１８日から同年１１月１日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南２区１０号線	南区東青崎町９番１５地先から南区東青崎町９番１９地先まで	旧	メートル 4.80 ～ 5.80	メートル 74.73
			新	メートル 6.00 ～ 11.90	メートル 74.73

広島市告示（南区）第１５１号

平成２５年１０月１８日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１８日から同年１１月１日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日

市道	南２区 １０号線	南区東青崎町９番１５ 地先から 南区東青崎町９番１９ 地先まで	平成２５年 １０月１８日

広島市告示（南区）第１５２号

平成２５年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（南区）第１５３号

平成２５年１０月２１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（南区）第１５４号

平成２５年１０月２１日

広島駅南口第一，第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，１０月７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松井一實

下記　略

広島市告示（南区）第１５５号

平成２５年１０月２５日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，南区役所市民部収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

１　委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部収納課

主幹　桐原　克秀

２　委任させた事務

南区役所市民部収納課において取り扱う次に掲げる事務

⑴　市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分による収納金の収納

⑵　児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納

⑶　市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納

⑷　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納

⑸　商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納

⑹　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条に規定する手数料の収納

⑺　広島市都市計画関係手数料条例（平成１２年広島市条例第２４号）第２条に規定する手数料の収納

３　委任年月日

平成２５年１０月１５日

４　委任期間

平成２５年１０月１５日から平成２６年３月３１日まで

広島市告示（西区）第１２５号

平成２５年１０月１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第１２６号

平成２５年１０月１日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，９月３０日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松井一實

別紙　略

広島市告示（西区）第１２７号

平成２５年１０月２日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第１２８号

平成２５年１０月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により

自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第129号

平成25年10月4日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，10月3日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第130号

平成25年10月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第131号

平成25年10月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第132号

平成25年10月17日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1	指定番号	第3号
2	指定年月日	平成25年10月17日
3	道路の位置	広島市西区井口一丁目930番の一部，932番の一部，933番の一部，934番の一部，936番1の一部，936番2の一部，932番地先里道，932番地先水路
4	幅員及び延長	幅員　4．50メートル 延長　36．18メートル

広島市告示（西区）第133号

平成25年10月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第134号

平成25年10月22日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，10月17日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第135号

平成25年10月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第136号

平成25年10月23日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，10月21日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第137号

平成25年10月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１３８号

平成２５年１０月２４日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１０月２３日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第１３９号

平成２５年１０月２４日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２４日から同年１１月７日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西３区３４９号線	西区己斐上四丁目１０５８番地地先から西区己斐上四丁目１０５８番地地先まで	旧	メートル２．２０～３．４０	メートル１５．５０
			新	メートル２．２０～３．６０	メートル１５．５０

広島市告示（西区）第１４０号

平成２５年１０月２４日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２４日から同年１１月７日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西３区３４９号線	西区己斐上四丁目１０５８番地地先から西区己斐上五丁目１０５８番地地先まで	平成２５年１０月２４日

広島市告示（西区）第１４１号

平成２５年１０月２５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１４２号

平成２５年１０月２５日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，１０月２４日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第１４３号

平成２５年１０月３０日

平成１９年１１月１日付け広島市告示（西区）第１６６号で告示した内容を，次のとおり訂正します。

その関係図面は，平成２５年１０月３０日から同年１１月１３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

（訂正前）

新旧別	区分	路線名等	所在（起点及び終点）
新	里道	西４区３０３号里道	田方二丁目１５９６番１地先から１５９６番１地先まで
旧	市道	西４区１１３号線	田方二丁目１５９６番１地先から１５９６番１地先まで

（訂正後）

新旧別	区分	路線名等	所在（起点及び終点）
新	里道	西４区３０５号里道	田方二丁目１５９６番１地先から１５９６番１地先まで
旧	市道	西４区１１３号線	田方二丁目１５９６番１地先から１５９６番１地先まで

広島市告示（西区）第１４４号

平成２５年１０月３１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第１４５号

平成２５年１０月３１日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車について

は，10月29日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第118号

平　成　25　年　10　月　2　日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成25年9月18日，9月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第119号

平　成　25　年　10　月　9　日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第17号
2　指定年月日　平成25年10月9日
3　道路の位置　広島市安佐南区山本四丁目1559番の一部，1560番の一部及び1558番2の一部
4　幅員及び延長　幅員　4．2～4．4m
　　延長　16．01m

広島市告示（安佐南区）第120号

平　成　25　年　10　月　15　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成25年10月15日から平成25年10月29日まで，広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安佐南4区E4-と-1-142-11号里道	安佐南区沼田町伴4227番地先～4227番地先
	新		安佐南区沼田町伴4227番地先～4227番地先
区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	旧	K4-E4-と-1-93-1号水路	安佐南区沼田町伴9802番地先～9812番1地先
	新		安佐南区沼田町伴9802番地先～9812番1地先

広島市告示（安佐南区）第121号

平　成　25　年　10　月　16　日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第19号
2　指定年月日　平成25年10月16日
3　道路の位置　広島市安佐南区沼田町大字伴字日山361番2の一部
4　幅員及び延長　幅員　4．00m
　　延長　29．45m

広島市告示（安佐南区）第122号

平　成　25　年　10　月　16　日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第20号
2　指定年月日　平成25年10月16日
3　道路の位置　広島市安佐南区川内一丁目1196番10の一部
4　幅員及び延長　幅員　4．50m
　　延長　19．89m

広島市告示（安佐南区）第123号

平　成　25　年　10　月　18　日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第18号
2　指定年月日　平成25年10月18日
3　道路の位置　広島市安佐南区沼田町大字伴字雲願寺6850番1の一部，6851番4の一部，6851番5の一部及び6848番12の一部
4　幅員及び延長　幅員　4.00～9.00m
　　延長　53.36m

広島市告示（安佐南区）第124号

平　成　25　年　10　月　25　日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月１１日，１０月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐南区）第１２５号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２８日から同年１１月１１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南４区１９７号線	広島市安佐南区沼田町大字伴字横更９３８７番地１１地先から	旧	1.30～2.00	126.40
		広島市安佐南区沼田町大字伴字横更９３６４番地１地先まで	新	4.20～13.00	126.40

広島市告示（安佐南区）第１２６号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２８日から同年１１月１１日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南４区１９７号線	広島市安佐南区沼田町大字伴字横更９３８７番地１１地先から広島市安佐南区沼田町大字伴字横更９３６４番地１地先まで	平成２５年１０月２８日

広島市告示（安佐南区）第１２７号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第７条第２項及び第４項の規定により屋外広告物を除却し，保管したので，広島市屋外広告物条例（昭和５４年広島市条例第６５号）第１７条の２の規定により次のとおり公示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（安佐南区）第１２８号

平　成　２５　年　１０　月　２９　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第２１号
2　指定年月日　平成２５年１０月２９日
3　道路の位置　広島市安佐南区山本一丁目７番13の一部
4　幅員及び延長　幅員　4.00ｍ
　　延長　10.97ｍ

広島市告示（安佐北区）第１２５号

平　成　２５　年　１０　月　２　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２日から同月１６日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北３区９８号線	安佐北区可部東六丁目４８２番１地先から	旧	3.50～6.00	30.50
		安佐北区可部東六丁目４８１番１地先まで	新	5.50～8.50	
市道	安佐北３区２６４号線	安佐北区三入南二丁目９７番地先から	旧	4.10～4.60	73.50
		安佐北区三入南二丁目１０１番地先まで	新	9.70～13.50	

広島市告示（安佐北区）第１２６号

平　成　２５　年　１０　月　２　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月２日から同月１６日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日

市道	安佐北3区 98号線	安佐北区可部東六丁目 482番1地先から 安佐北区可部東六丁目 481番1地先まで	平成25年10月2日
市道	安佐北3区 264号線	安佐北区三入南二丁目 97地先から 安佐北区三入南二丁目 101番地先まで	平成25年10月2日

広島市告示（安佐北区）第127号

平成25年10月9日

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき，都市公園を次のとおり設置します。

なお，関係図書は，平成25年10月9日から同月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

名称	所在地	供用開始の期日	区域
可部南第五公園	広島市安佐北区可部南五丁目1635番10	平成25年10月9日	別紙図面のとおり。

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第128号

平成25年10月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　松井一實

1．指定番号　第8号
2．指定年月日　平成25年10月9日
3．道路の位置　広島市安佐北区可部九丁目364番の一部，370番3の全部，371番1の一部，371番1地先里道水路
4．幅員及び延長　幅員　4.20メートル
延長　39.33メートル

広島市告示（安佐北区）第129号

平成25年10月21日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき，安佐北区役所市民部収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松井一實

1　委任を受けた区分任出納員
安佐北区役所市民部収納課　主幹　龍田　順子
2　委任させた事務
安佐北区役所市民部収納課において取り扱う次に掲げる事務
(1)　市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分による収納金の収納
(2)　児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
(3)　市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
(4)　保育料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の過誤納金の支払
(5)　市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
(6)　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
(7)　商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
(8)　広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
(9)　広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納
3　委任期間
平成25年10月15日から平成26年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第130号

平成25年10月23日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　松井一實

1．指定番号　第9号
2．指定年月日　平成25年10月23日
3．道路の位置　広島市安佐北区可部南四丁目2268番7，2268番7地先里道
4．幅員及び延長　幅員　4.20メートル～6.00メートル
延長　45.38メートル

広島市告示（安佐北区）第131号

平成25年10月23日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成25年10月23日から同年11月6日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安佐北3区 2357号里道	安佐北区三入一丁目1485番1地先から 同所1491番地先まで

里道	安佐北３区 2358号里道	安佐北区三入一丁目1492番地先から 同所1492番地先まで

広島市告示（安佐北区）第１３２号

平　成　２５　年　１０　月　２３　日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は，平成２５年１０月２３日から同年１１月６日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	水路名	所　　在（起点及び終点）
水路	K3-F3-M 清泉-20-12号水路	安佐北区三入一丁目1491番地先から 同所1491番地先まで
水路	K3-F3-M 清泉-20-9 号水路	安佐北区三入一丁目1491番地先から 同所1491番地先まで
水路	K3-F3-M 清泉-20-13号水路	安佐北区三入一丁目1491番地先から 同所1492番地先まで

広島市告示（安佐北区）第１３３号

平　成　２５　年　１０　月　２５　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（安佐北区）第１３４号

平　成　２５　年　１０　月　２５　日

可部駅東口駐輪場，可部駅西口駐輪場，下深川駅南口駐輪場，下深川駅北口駐輪場，玖村駅駐輪場，安芸矢口駅駐輪場，安芸矢口駅前駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月２４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第１３５号

平　成　２５　年　１０　月　２５　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

１．指定番号　　第 10 号

２．指定年月日　　平成 25 年 10 月 25 日

３．道路の位置　　広島市安佐北区亀山四丁目 1181 番１の一部及び 1181 番２の一部

４．幅員及び延長　幅員　　5.00 メートル
　　延長　　32.30 メートル

広島市告示（安佐北区）第１３６号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２５年１０月２８日から同年１１月１１日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所　在（起点及び終点）
里道	旧	安佐北３区 704号里道	安佐北区可部東五丁目378番地先から 同所348番１地先まで
	新	安佐北３区 704号里道	安佐北区可部東五丁目378番地先から 同所378番地先まで

広島市告示（安佐北区）第１３７号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２５年１０月２８日から同年１１月１１日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区　分	路線名等	所　　在（起点及び終点）
里道	安佐北３区 704号里道	安佐北区可部東五丁目378番地先から 同所378番地先まで

広島市告示（安佐北区）第１３８号

平　成　２５　年　１０　月　２８　日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は，平成２５年１０月１８日から同年１１月１１日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区分	水路名	所　　在（起点及び終点）
水路	K3-F3-T 護磨臺-7-65号水路	安佐北区可部東五丁目378番地先から 同所379番１地先まで
水路	K3-F3-T 護磨臺-7-69号水路	安佐北区可部東五丁目346番１地先から 同所346番１地先まで

広島市告示（安芸区）第６６号

平　成　２５　年　１０　月　３　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月３日から１０月１７日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸４区157号線	安芸区矢野東六丁目2614番２地先から安芸区矢野東六丁目2615番１地先まで	旧	メートル ３．３０ ～ ３．９０	メートル ２２．８０
			新	メートル ３．３０ ～ ６．２０	メートル ２２．８０

広島市告示（安芸区）第６７号

平成２５年１０月３日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月３日から１０月１７日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸４区157号線	安芸区矢野東六丁目2614番２地先から安芸区矢野東六丁目2615番１地先まで	平成２５年１０月３日

広島市告示（安芸区）第６８号

平成２５年１０月１５日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第６９号

平成２５年１０月１５日

安芸区内駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，１０月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（安芸区）第７０号

平成２５年１０月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（安芸区）第７１号

平成２５年１０月２８日

安芸区内駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の車両については，１０月２５日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない車両については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（佐伯区）第１４７号

平成２５年１０月１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１４８号

平成２５年１０月１日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年９月３０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１４９号

平成２５年１０月４日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５０号

平成２５年１０月４日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１５１号

平　成　２５　年　１０　月　８　日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　　第７号
2　指定年月日　　平成２５年１０月８日
3　道路の位置　　広島市佐伯区八幡東一丁目383番１の一部
4　幅員及び延長　　幅員　　６．２０メートル
　　延長　　２８．００メートル

広島市告示（佐伯区）第１５２号

平　成　２５　年　１０　月　８　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は，平成２５年１０月８日から同月２２日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	佐伯２区３６３号里道	八幡二丁目１９８番地先から２２２番３地先まで
	新	佐伯区２区３６３号里道	八幡二丁目１９８番地先から２１８番２地先まで

広島市告示（佐伯区）第１５３号

平　成　２５　年　１０　月　８　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５４号

平　成　２５　年　１０　月　９　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図書は，平成２５年１０月９日から同年１０月２３日まで，広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	佐伯４区１９２号里道	五日市中央三丁目２５９１番１地先から２５９１番１地先まで
	新	佐伯４区１９２号里道	五日市中央三丁目２５９１番１地先から２５９１番１地先まで

広島市告示（佐伯区）第１５５号

平　成　２５　年　１０　月　１１　日

次のとおり，住居表示を実施します。

広島市長　松　井　一　實

1　住居表示を実施する区域
　佐伯区八幡東四丁目の一部
2　実施年月日
　平成２５年１０月２１日
3　住居表示の方法
　街区方式
4　街区符号図
　別紙「第１４７次佐伯区八幡東地区新町界町名及び街区符号図」

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１５６号

平　成　２５　年　１０　月　１５　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１５７号

平　成　２５　年　１０　月　１５　日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月１２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１５８号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 １ ７ 日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１７日から平成２５年１０月３１日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯３区159号線	佐伯区観音台一丁目乙583番地地先から 佐伯区観音台一丁目40番地地先まで	旧	メートル 2.40 ～ 4.80	メートル 37.00
			新	メートル 6.00 ～ 7.40	メートル 37.00

広島市告示（佐伯区）第１５９号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 １ ７ 日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年１０月１７日から平成２５年１０月３１日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路種類	路線名	供用開始	供用開始の期日
市道	佐伯３区159号線	佐伯区観音台一丁目乙５８３番地先から佐伯区観音台一丁目４０番地先まで	平成２５年１０月１７日

広島市告示（佐伯区）第１６０号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 １ ８ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６１号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 ２ ２ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６２号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 ２ ２ 日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月２１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１６３号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 ２ ４ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６４号

平 成 ２ ５ 年 １ ０ 月 ２ ４ 日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，佐伯区役所市民部収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部収納課

主幹　　山口　道子

２　委任させた事務

佐伯区役所市民部収納課において取り扱う次に掲げる事務

(1)　市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分による収納金の収納

(2)　児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納

(3)　市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納

(4)　原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納

(5)　商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納

(6)　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条に規定する手数料の収納

(7)　広島市都市計画関係手数料条例（平成１２年広島市条例第２４号）第２条に規定する手数料の収納

3　委任年月日

平成２５年１０月１５日

4　委任期間

平成２５年１０月１５日から平成２６年３月３１日まで

広島市告示（佐伯区）第１６５号

平成２５年１０月２５日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第８号

2　指定年月日　平成２５年１０月２５日

3　道路の位置　広島市佐伯区五日市二丁目198番36の一部，198番39，198番40，1107番２の一部及び1107番４の一部

4．幅員及び延長　幅員　４．２０メートル

延長　３８．８１メートル

広島市告示（佐伯区）第１６６号

平成２５年１０月２５日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年１０月２４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（佐伯区）第１６７号

平成２５年１０月３０日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（佐伯区）第１６８号

平成２５年１０月３０日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

1　指定番号　第９号

2　指定年月日　平成２５年１０月３０日

3　道路の位置　広島市佐伯区千同三丁目315番１の一部，315番２の一部，315番４の一部

4　幅員及び延長　幅員　４．５０メートル

延長　３８．８０メートル

区告示

広島市中区告示第６号

平成２５年１０月１７日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和２７年広島市規則第５１号）第２条第５項の規定に基づき，次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長　城　一　博

自動車臨時運行許可番号標番号

広島　２６－０９

広島　１４－５３

広島市西区告示第８号

平成２５年１０月２３日

下記の者について，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条及び住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により，職権で処理したので，同条第４項の規定により公示する。

広島市西区長　向　井　政　博

記

氏　名	住　民　票　の　住　所	職権処理の内容
佐々木　シズ子	打越町１５番１５－２０１号	職権削除
谷口　亨	大芝三丁目１４番１２－３０６号	職権削除
谷際　浩二	草津東一丁目５番１－２０１号	職権削除
原川　敏明	古江新町１７番９－２０４号	職権削除

広島市安佐南区告示第７号

平成２５年１０月４日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則第２条第５項の規定により，次の臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市安佐南区長　吉　原　　武

自動車臨時運行許可番号標番号

広島　１０－２３

公　告

公　　告

平成25年10月7日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により，広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供するので，土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第55条の2において準用する同令第3条の規定により，次のとおり公告する。

広島圏都市計画事業
（広島平和記念都市建設事業）
段原東部土地区画整理事業
施行者　広島市
代表者　広島市長　松井一實

1　縦覧期間　平成25年10月16日　から
平成25年10月29日　まで
（上記期間の土・日曜日を含む。）
2　縦覧時間　午前8時30分　から　午後5時15分　まで
3　縦覧場所　広島市南区霞一丁目5番8号
広島市　都市整備局　段原再開発部庁舎
2階　会議室

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第4号

平成25年10月10日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長　吉岡　浩

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2東京事務所の項の次に次のように加える。

市税事務所	所長　担当課長

附　則

この規則は，平成25年10月15日から施行する。

教育委員会規則

広島市教育委員会規則第13号

平成25年10月11日

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会
委員長　井内康輝

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和35年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の⑴の表五日市南の項中「海老山南二丁目」の右に「，五日市港一丁目」を加える。

附　則

この規則は，平成25年10月21日から施行する。

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第13号

平成25年10月16日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長　井内康輝

1　日　時　平成25年10月22日（火）　午前9時30分～
2　場　所　中区役所6階教育委員室
3　議　題
【公開議題】
⑴　平成26年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告）
⑵　平成26年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案）
【非公開予定議題】
⑶　教職員の人事について（議案）

監査結果公表

広島市監査公表第43号

平成25年10月29日

広島市監査委員　佐伯克彦
同　井上周子
同　永田雅紀
同　安達千代美

監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長から監査の意見に対する対応結果について通知があったので，当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

（別　紙）

平成２３年度監査の意見に対する対応結果の公表

（健康福祉局）

1　監査意見公表年月日

平成２３年９月８日（広島市監査公表第３８号）

2　監査意見に対する対応結果通知年月日

平成２５年１０月１１日（広健年第１０３４９号）

3　監査の意見及び対応の内容

柔道整復療養費に係るひとり親家庭等医療費補助等の支給事務について
（所管課：健康福祉局保険年金課）

監　査　の　意　見	対　応　の　内　容
ひとり親家庭等，乳幼児等及び重度心身障害者の医療費補助（以下「ひとり親家庭等医療費補助等」という。）は，広島市ひとり親家庭等医療費補助条例，広島市乳幼児等医療費補助条例及び広島市重度心身障害者医療費補助条例に基づき，対象者が医療機関等で診療等を受けたとき，総医療費のうち医療保険各法等の規定により自己負担すべき額を補助する制度である。 この対象者が，柔道整復師による骨折，脱臼，打撲及び捻挫に対してその回復を図るための施術を受けた場合，加入する医療保険から療養費が支給される。 医療保険の保険者は，柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の支給を決定する際には，適宜，当該被保険者等に施術の内容，回数等を照会して施術の事実確認に努めるとともに，柔道整復療養費審査委員会（以下「柔整審査会」という。）の審査等を踏まえ，支給の適否を判断し処理することとされている。 また，柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう，会計検査院は「平成２１年度決算検査報告」において，厚生労働省に対して，保険者と柔整審査会に点検及び審査に関する指針等を示すなどして，施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること等の意見を表示している。 しかしながら，柔道整復療養費に係るひとり親家庭等医療費補助等については，各区役所厚生部保健福祉課において，こうした過程を経た対象者の加入医療保険における給付額を確認することなく，申請書に基づき自己負担相当額を補助額として決定し支給していた。 ついては，健康福祉局保険年金課においては，柔道整復療養費に係るひとり親家庭等医療費補助等の補助額の適正を期するため，対象者の加入医療保険における給付額を確認する方法を検討されたい。	健康保険における保険給付は，原則として各保険の被保険者等が，その傷病につき，保険医療機関で療養の給付（現物給付）を受けることによって行われる。ただし，健康保険法第８７条の規定等に基づき，被保険者等が保険医療機関以外の病院等から診療，手当等を受けた場合において，保険者がやむを得ないものと認めるときは，例外として，療養の給付に代えて療養費を支給（現金給付）することができることとされている。その療養費の一つとして柔道整復療養費がある。 療養費の支給は，被保険者等が療養に要した費用の全額を支払った後に，保険者に支給の申請を行い，保険者がその内容を点検し，これを認めた上で行うのが原則であるが，柔道整復療養費の支給については，地方厚生（支）局長及び都道府県知事と柔道整復師の団体との間の協定等に基づき，被保険者等が柔道整復療養費の受領を柔道整復師に委任する取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）が認められている。 この受領委任の取扱いにより柔道整復療養費の支給にあっては，被保険者等は実質的に保険者への申請を行うことなくその支給を受けることができることから，保険者は，その支給に関しては，被保険者等への支給決定の通知を行っていない。 このことから，本市は，被保険者等が保有する通知等を基に柔道整復療養費の支給額を把握することができない状況にある。 また，この受領委任の取扱いにおいては，被保険者等から受領を委任された柔道整復師に対して，①厚生労働省保険局長が定める基準に基づく療養費の算定を行うこと，②被保険者等の自己負担金に相当する金額の受領を行うことなどを求めることにより，その適正性を確保している。 こうした中，柔道整復療養費に係るひとり親家庭等医療費補助等の補助件数は年間約１万件が見込まれることから，本市が県外を含む各保険者に連絡してその支給額を確認することは実務上困難であるところ，前述のとおり柔道整復師から申請のあった保険給付額は適正なものとみなし得るため，この申請額をもって支給しているのが現状である。 以上のような現状において，この度の監査の意見を踏まえ，柔道整復療養費に係るひとり親家庭等医療費補助等の補助額の適正性をより確実に担保するため，本市が各保険者の給付決定額を確認することを実務上可能にするには，国により統一的なルールが定められる必要がある。そのため，全国市長会を通じて国に対し，保険者が柔道整復療養費の支給決定を被保険者等に対し通知する仕組みを構築するよう，広島県市長会へ要望した。 なお，本市独自で対応可能な国民健康保険の加入者については，平成２６年度から稼働する福祉情報システムにおいて，国民健康保険の柔道整復療養費の給付決定額を確認し，支給するための仕組みの構築作業を進めている。